

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 13 日現在

機関番号：13801

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24510374

研究課題名(和文) バングラデシュ農村における「ジェンダーと開発」の展開と女性に対する暴力

研究課題名(英文) Gender-based Violence and Evolution of Gender and Development Policies and Programs in Rural Bangladesh

研究代表者

池田 恵子 (Ikeda, Keiko)

静岡大学・教育学部・教授

研究者番号：60324323

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,100,000円

研究成果の概要(和文)：バングラデシュ農村では、2000年以降、小規模な地域NGOや草の根人権組織・活動家が女性に対する暴力と闘う目覚ましい活動を行うようになった。しかし、同国を対象としたジェンダー研究においては、被害者女性の最も近くで活動してきながら、これらの組織の担い手や活動家、その活動の実態は明らかにされてこなかった。本研究課題は、草の根人権組織・活動家の視点から女性に対する暴力の動向を把握し、それを地域における開発とジェンダー(GAD)政策の進展に位置づけて理解した。また、村裁判への介入、調停、女性子ども虐待根絶特別法廷のモニタリングなど、これら組織や活動家が担う主要な活動について、その実態を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In rural Bangladesh, small scale local NGOs, grassroots organizations and individual activists became key agents to fight against gender-based violence, since 2000s. These organizations and individual activists, although working most closely to women affected by violence, have seldom been gained attention by gender scholars. This study revealed changing trends of gender-based violence in rapidly changing rural Bangladesh and explained the change in relation with recent evolution of Gender and Development (GAD) policies and programs. It also gathered information on major activities conducted by these organizations and individual activists, i.e. intervening in traditional shalish (village court), mimangsha (arbitration, alternative dispute resolution), monitoring of Special Court for Combating Violence against Women and Minors, and so on.

研究分野：開発とジェンダー論、南アジア地域研究

キーワード：女性に対する暴力 ジェンダーと開発 バングラデシュ 裁判外紛争解決手続 草の根人権組織 NGO

1. 研究開始当初の背景

(1) バングラデシュは、アジア諸国・地域の中でも開発とジェンダー (GAD) 政策が浸透し、社会経済指標に見るジェンダー格差が最も急速に縮小し、女性の社会経済的状況が改善しつつある国の一つである。男女児間の就学率や乳幼児死亡率の格差、人口の性比、男女の就業や雇用の格差などは縮小し、妊産婦死亡率や特殊合計出生率は劇的に減少している。しかし、女性に対する暴力に関しては改善が見られていないどころか、近年増加していると指摘されている。従来は、持参金強要や DV など夫や近親者によって家庭内・周辺で発生する暴力が多かったが、近年は家族以外の外部者によって家庭外で起こる暴力が増えている。

(2) その背景には、躍進目覚しい輸出向け縫製産業を舞台にした女性の大量労働力化とそれに伴う若年女性の都市への移住、また小規模金融など NGO 活動の対象の大半が女性であることに起因する女性のモビリティの高まりがあるといわれている。

(3) これまで、女性に対する暴力と闘う活動は、もっぱら大都市に基盤をおく高学歴者からなる専門職集団によって担われてきた。一方、2000 年代以降、バングラデシュ農村には、深刻な暴力に苦しむ女性たちを支援するために、末端の集落レベルで活動する「草の根女性組織」とでも呼べる地域女性組織が多く芽生えてきた。それら地域女性組織は、地域社会に存在する社会秩序維持機能・制度地域の有力者層による村裁判 (シャリシュ) や調停 (ミマンシャ) 各県に設置された「女性児童虐待抑制特別法廷」を巡る警察・司法制度に積極的に働き掛けることによって、その機能を向上させ、世帯を超えた安全を構築しようとしている。しかし、サバイバー女性が一番近くで活動してきたこれらの草の根活動家や個人については、またその活動の内容については、実態が明らかにされてこなかった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、バングラデシュ農村における女性に対する暴力の動向を、村落レベルにおけるグローバルな課題としての「ジェンダーと開発 (以下 GAD)」の展開に位置づけて把握することである。そのために、

(1) 地域社会を分析単位とし、GAD やその他の開発事業の展開とその結果としての社会組織や規範の変容との関連において、女性に対する暴力の動向を理解する。

(2) GAD が効果的に女性に対する暴力を減少させ、それによって女性たちが開発の社会的経済的利得を最大限に享受するための要因を、これまで注目されることが少なかった

地域女性組織の活動に注目して明らかにする。

3. 研究の方法

(1) バングラデシュにおける地域女性組織のネットワーク団体 (We Can 事務局およびドゥルバル・ネットワーク) への聞き取りから、女性に対する暴力への取り組みの草の根の主体である地域女性組織の実態を把握した。

これら 2 団体が持っている所属団体のデータベースを入手し分析した。

(2) 上記 2 つの地域女性組織ネットワークに参加する草の根人権組織が活動する郡を選定して現地調査を行い、当該地域における女性に対する暴力の動向と、草の根人権組織の担い手とその活動の実態を把握した。同時に、地域内で展開した開発・GAD 事業と関連づけて暴力の動向を把握した。

選定された郡で活動する団体に対して、質問表を用いた悉皆調査を行った。また同郡で中心的な役割を果たしている NGO と連携している活動家にも別の質問表を用いて悉皆調査を行った。

地域における GAD 政策の展開について、参加型簡易農村調査 (PRA) の手法を用いて、歴史的な経過を把握した。

(3) 村裁判の機能改善、「女性児童虐待抑制特別法廷」を活用する女性への法支援、調停 (裁判外紛争解決手続) について聞き取りを行い、地域社会が持つ秩序維持機能が女性に対する暴力に公正に対応する要因を理解した。

それぞれの活動に関わっている個人に対して、半構造化された質問リストを用いて、インタビューを行った。また、具体的な暴力事案とその解決の記録を収集した。

4. 研究成果

(1) 女性に対する暴力と闘う草の根人権組織・活動家

農村地域にも広範囲に、かなりの規模で、草の根人権組織が設立され、個人としての活動家 (Change Maker や Social Agent と呼ばれる) が存在する。また、それらの人々の社会階層は、大都市の活動家とかなり異なっている。

バングラデシュで女性に対する暴力の根絶を目的とした団体の全国ネットワークとして、以下の 3 つが認められた。

ドゥルバル・ネットワーク: 加盟組織数 535 (16 支部、全国 64 県中 57 県に分布) 主として女性子ども省に登録する女性団体。

GAD 連合: 加盟組織数 112 (12 の地域ネットワーク、同 19 県に分布) 住民組織 (女性子ども省、社会福祉省、青年スポーツ省などに登録) と NGO。 We Can 連合: 約 500 (48 県

支部、同 57 県に分布) 住民組織(女性子ども省、社会福祉省、青年スポーツ省などに登録)と NGO。

なお、GAD 連合では、地方議会議員/目指す女性(Sufia Kamal Fellow)3339 人、Social Actor7269 人(うち女性 1942 人)、Student Volunteer 8288 人(うち女性 4234 人)(2011 年末)が、We Can 連合では、全国に 102 万人(うち女性 46 万 9000 人)の Change Maker が活動している(2014 年末)。

北西部のガイバング県シヨドル郡では、計 16 の組織が活動していた。このほかに、Change Maker 5 万 9 730 人ほか 1033 人(Social Actor ほか)の個人も活動している(いずれもガイバング県全体数)。

これら 16 組織のうち、女性がリーダーである組織は 4、女性リーダーの学歴は、SSC(10 年間の教育)1 名、HSC(12 年間の教育)2 名、学士 1 名と、大都市を基盤とした従来型のフェミニスト団体のリーダーより、かなり低い。また、Social Agent は、学校教育をまったく受けたことがないか、初等教育しか受けたことのない人が、25.2%を占めている。これらのことから、農村地域で、女性に対する暴力根絶の活動を担う人々の社会的な階層が、富裕層から貧困層まで広い範囲をカバーしていることが分かった。

(2) 女性に対する暴力の動向

地域レベルで活動する組織や個人の主観として、ここ 20 年くらいの中に、次のような変化が見られている。

ドメスティック・バイオレンス(DV)、持参金の強要に関係した暴力、強姦については、決して減少していない、もしくは増加していると理解されている。

大半の人が共通して増えたと理解しているのは、早婚、結婚詐欺(性的関係があつて結婚しないときに女性が訴える)、セクシャル・ハラスメント、イブ・ティージング(未婚の女性への付きまといやハラスメント)、サイバー・ハラスメント(インターネットや携帯電話によるリベンジポルノもしくはその脅しなど)である。

大半の人が共通して減少したと理解しているのは、酸攻撃(硫酸などの液体を顔に投げつける)と「フォトワ」(農村の権力者層が、ある行為が宗教的に妥当でないと恣意的に解釈して村人とくに女性を処罰する)。

このような動向は、法支援 NGO である Ain-0-Shalish Kendra が 1996 年から継続して行っている、新聞切り抜き資料からも裏づけられる。

全体として、従来から多く指摘されていた DV、持参金の強要、強姦などは減少せず、新たなタイプの暴力が増えていることが分かる。それらは、女性の就労や高等教育への参加の増加という状況下で生じていると考えられる。一方、これらの新たなタイプの暴力が増えているのは、法の執行が遅く不適切で

あるなど、個人の安全が保障されないため、また権利について人々が理解するようになって訴えるようになった結果であるともいえる。

(3) 草の根人権組織・活動家による活動内容の広がり

地方中小都市を拠点として農村地域で活動する草の根人権組織と、個人の活動家が行う活動には、大まかな分担が見られる。

草の根人権組織は、ADR(裁判外紛争解決手続)による調停(ミマンシャ)、サイバー女性の保護、同行支援や法律支援、裁判所、警察、行政・議会・常設人権委員会のモニタリング(汚職による機能不全を防ぐ)、ジャーナリストへの情報提供、抗議行動やロビー活動などを担う。

これに対して、個人の活動家は、暴力防止キャンペーンや啓発活動、伝統的な村裁判(シャリーシュ)への参加などを行っている。

(4) 村裁判の機能改善

従来、農村部や地方都市で女性に対する暴力や性規範に触れる事件がまず裁かれるのは、村裁判(シャリーシュ)の機能によってであった。村裁判は、地域社会のリーダーであるマトッポルやユニオン評議会議長など地域の政治家、つまり地域的・慣習的な社会ジェンダー秩序や権力構造を色濃く反映した地域の権力者層 例外なく男性 - によって担われてきた。村裁判には女性は参加できないし、強姦や性的いやがらせは、勇気を振り絞って訴えたところで、男性の視点で裁かれがちであり、被害者である女性がかえって罰せられることも多い。そのため、バングラデシュの農村研究や農村開発において、村裁判は女性を抑圧する手段の一つとみなされてきた。

Social Agent や Change Maker などの人権活動家は、人権や法律に関する研修を繰り返し受けている。彼ら/彼女らが村裁判に関わることにより、女性が村裁判の裁く側に加わるようになった。また、より公正な裁定がなされるよう変化している。

(5) 調停(裁判外紛争解決手続)

バングラデシュでは、刑事訴訟法 1908 年、2003 年修正(Criminal Procedure Code) 345 条に記載された軽犯罪、および家庭裁判所令 1985 年(Family Court Ordinance) 10 条に記載された項目(婚資と持参金、扶養、離婚、結婚生活の再開、親権)について、調停(裁判外紛争解決手続)で扱える。

個々の草の根人権組織は、所属するネットワーク団体に加盟する専門組織(Madaripur Legal Aid Association:1978-、Bangladesh Legal Aid Service Trust:1993 -、Ain-0-Salish Kendra : 1986-、Bangladesh National Women Lawyer 's Association :

1979-、Naripokkho：1983-など)から研修を受け、女性に対する暴力の調停を行っている。

このような調停が農村地域で盛んになるのは、2000年代以降のことであり、その実施件数は、少ない団体でも年間約50件、多い団体では1000件にも及ぶ。調停は、伝統的な村裁判を代替する機能を果たし、ひいては村裁判の機能改善にも影響を与えている。

(6) 開発とジェンダー政策の展開の影響

バングラデシュにおけるGAD政策の近年における重点は、教育・保健を中心とした社会サービス、経済的支援、女性の参画を含めたガバナンス向上である。これらの施策の結果、教育、医療、小規模金融、雇用などの点で女性が新たに享受できるようになったはずの社会的経済的利得が、個人の安全が守られないために最大限まで享受されていない。その一因は、グローバルな課題としてのGADがバングラデシュ農村においては、女性個人のケイパビリティを高める一方で、家父長制のもう一つの側面である「保護の代替物」を提供してこなかったことに問題があると考えられる。

一方、農村地域における草の根女性人権組織と人権活動家の増加は、「保護の代替物」を提供する可能性を持つ。また、司法・警察・行政が公正に機能する仕組みを作りだしている。すなわち、これまでのGAD政策が重視してこなかった、社会保護システムの創設という側面があるのではないか。

これらの組織・個人は、援助ドナーからプロジェクトの委託を受けて仕事をする規模の大きな開発NGOとは、組織、人員などの点でも異なり、むしろ地域社会の一部である。また、暴力の根絶へのコミットメントの強さという点で一線を画す。プロジェクトベースの活動をしないからこそ、ネットワークに所属して、情報や技能を得ようとする。

これらの組織・個人の母体は、急速に経済力を高めつつある農村ホワイトカラー層と、開発によって芽生えた新しいリーダーシップ(貧困者女性ほか)である。その増加自体が、GAD政策が村落の末端まで展開したことの表れだともいえる。

これらの組織・個人の存在が、旧来からの地域の権力者層や、地域社会の権力構造やジェンダー秩序そのものを大きく変える力になるかどうかは、これから見極めていく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

池田恵子、「災害時におけるジェンダーに基づく暴力」研究 海外の動向と今後の展望、国際ジェンダー学会誌、12号、pp.

5-20、2014年、査読有

http://www.isgsjapan.org/journal/files/12_ikeda_keiko.pdf

[学会発表](計6件)

Ikeda, Keiko, Gender-based Violence and Evolution of Women Development Policies and Programs in Rural Bangladesh, The 4th International Congress of Bengal Studies, 12-13, Dec, 2015, Tokyo University of Foreign Studies, Fuchu City, Tokyo, Japan.

Ikeda, Keiko, Islam, Nationalism, and Civil Society, Comments as Discussant, The 4th International Congress of Bengal Studies, 12-13, Dec, 2015, Tokyo University of Foreign Studies, Fuchu City, Tokyo, Japan.

池田恵子、バングラデシュ農村における女性への暴力への対応と「草の根女性人権組織」、日本南アジア学会第28回大会、2015年9月26-27日、東京大学、東京都目黒区

池田恵子、バングラデシュにおける開発とジェンダー(GAD)の展開と女性への暴力、第47回南アジア研究集会、2014年7月27日、ウィルあいち、愛知県名古屋市
池田恵子、ジェンダーと開発の視点から(「変貌するバングラデシュ社会の光と影」)、日本南アジア学会第26回大会、2013年10月5-6日、広島大学、広島県東広島市

池田恵子、東日本大震災後の女性に対する暴力、NVECフォーラム、2012年8月25日、国立女性教育会館、埼玉県嵐山市

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

池田 恵子 (IKEDA Keiko)

静岡大学・教育学部・教授

研究者番号：60324323

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：